

1 答申にあたっての背景

本審議会において、ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、実現すべき将来像、基本方針、各主体の役割、将来像実現のための方策等に関する考え方を検討するにあたって、区を取り巻く状況等について、以下のとおり、整理しました。

《答申にあたっての背景》

- 区の人口は、ここ数年、増加傾向にあり、現在の人口は318,530人となっています。しかし、将来的には全国的な人口減少の影響を受け、2060年度には240,401人にまで減少することが見込まれています。（「中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略」、基本推計）区の活力を維持・向上するためには、すべての人がそれぞれの意欲や能力に応じて、社会参加する「全員参加型社会」の実現が必要になります。
- 区の合計特殊出生率は0.99と増加傾向にあるものの、23区全体平均1.19と比べ依然として低い水準にあります。現状のままでは少子化がさらに進み、人口減少に転じることが予想されます。このため、子育て世帯に選ばれるまちづくりが必要になります。
- 全国的に急速な高齢化が進んでいます。区においても同様に、1995年の高齢者人口43,664人に対して、2015年には66,090人と2万人以上が増加し、構成比においても、14.7%から20.9%と6.2ポイント増加し、高齢化が進んでいます。これまでも増して、高齢者にやさしいまちづくりが必要になります。
- 高齢化の進展等の影響もあり、障害を持つ区民の数が増加しています。身体障害者手帳所持数は、平成20年度の7,572人に対し平成26年度は8,264人と増加しています。愛の手帳所持者数は、平成22年度の1,186人に対し、平成26年度は1,295人と増加しています。さらに、精神障害者手帳所持数は、平成22年度の1,502人に対し、平成26年度は2,234人と増加しています。

- 区内に在住する外国人数は、2003年の11,322人に対し、2016年は13,872人と増加しています。また、今後、オリンピック・パラリンピックを契機とし、区を訪れる外国人についても増加することが予想されます。このため、多様な価値観を受け入れるまちづくりが必要になります。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、区の産業や都市観光を活性化させるために、さらなるグローバルな経済活動や、地域社会の基盤整備が求められており、多様な人が使いやすいような、まちのインフラ整備等を進めていくことが必要になります。
- 経済活動、商業振興、文化振興の拠点として、中野駅周辺を中心とした新たなまちづくりが進められており、誰もが住みやすいまちづくりを進める上で大きな契機となっています。
- 平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害者に対する合理的配慮の提供や差別的取扱いの禁止について、都道府県・区市町村や事業者の役割が明確にされるなど、障害の有無に関わらず、共に暮らせる社会を目指した取組が開始されました。

2 「実現すべき将来像」に関する考え方

「中野区基本構想」では、住みよいまちをつくっていくための普遍的な考え方である「中野のまちの基本理念」を定めるとともに、中長期的なまちの将来像等を描いており、区民すべての共通目標として、区議会の議決を経て定められています。

ユニバーサルデザイン推進により実現すべき将来像については、平成28年3月25日に改定された「中野区基本構想」で描く、「まちの将来像」等に繋がるものである必要があります。これを基本として、本審議会では、昨今の区を取り巻く状況等を踏まえて「1 答申にあたっての背景」を整理しました。

本審議会では、こうした背景を踏まえて、「ユニバーサルデザインにより、実現すべき将来像」について、以下のとおり、整理しました。

《ユニバーサルデザイン推進により、実現すべき将来像》

- 「誰もが、自らの意思により、自立し、それぞれの能力・意欲に応じ、社会参加が活発に行われている共生社会」
- 「中野区に住んでいる人、通学する人、通勤する人、訪れる人など、中野区に関わる全ての人にとって、安全・安心で快適にすごせるまち」
- 「様々な世代・立場の人が相互の理解を深め、コミュニケーションが活発で、自発的な取組が進んでいるまち」
- 「社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、柔軟な対応が進むまち」
- 「一人一人の個性、違いが理解・尊重され、誰もが学びあい、支えあうまち」
- 「誰もが、住み続けたい、住みたいと思える魅力の溢れるまち」

中野区基本構想（抜粋）

中野のまちの基本理念

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民は、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための普賢的な理念を共有します。

生かされる個性 発揮される力

私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします。

私たちは、一人ひとりの個性を大切に、みんなの幸せを考えて行動します。

私たちは、地球的視野に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代への人々へ受け渡していきます。

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます。

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで、心豊かな、いきいきとしたまちをつくります。

中野のまちの将来像

将来の都市像を、「多様なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、誰にとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根差した支えあいの精神が育ち、独創的、先進的な文化や芸術が生まれ、地域を豊かにし、時代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれて、まちの魅力が様々な形で内外に向けて発信されている・・・、そんなまちの実現をめざしています。

※以下、関連する具体的な将来像。

- ▶ 誰もが自らのライフスタイルに合った就労や公益活動を行っている。
- ▶ 道路や施設のバリアフリー化等が進み、誰もが安全、快適に都市生活を送っている。

- ライフステージや関心に応じた公益活動、文化生きがい活動を通して、社会参加が進んでいるとともに、地域での課題に、それぞれの立場から取り組み、その解決を図っている。
- 区民相互の人権が守られ尊重し合える地域社会が形成されている。多様な文化や多様な生き方を認めながら、地球規模で考え、地域に根差した行動のもと、平和で豊かなまちになっている。

3 「基本方針」に関する考え方

ユニバーサルデザイン推進によって、前項で掲げた誰もが住みやすく、活動しやすい中野の将来像を実現するにあたっては、各年代に応じた教育・学習・体験等の機会を通じ、ユニバーサルデザインを共通の理解としていくとともに、誰もが生き生きと活動できるためのハード面の整備が重要であると考えます。これを前提として、様々な人の交流を促進し、協働・連携が生み出される基盤を作っていくとともに、新しい商品やサービス等の創出を促進していくことが重要であると考えます。

ユニバーサルデザインの取組は、区民をはじめ様々な方の理解の状況等を踏まえて、段階的・継続的に発展、向上を図っていくことが重要です。そのためには、取組の成果の振返りを行い、見直し・改善につなげていくという、PDCAサイクルの仕組みを回していくことが必要になります。

本審議会では、以上の考え方を踏まえて、基本方針として必要な項目を以下の6点に整理しました。様々な主体が、これを自立的に実践していくことによって、将来像につながるものと考えています。

基本方針1

ユニバーサルデザインの視点が活かされたまちづくりの推進

基本方針2

ユニバーサルデザインを理解・実践するための教育(学校教育、社会教育)の推進

基本方針3

多様な人のコミュニケーションの促進

基本方針4

ユニバーサルデザインの視点が活かされた商品・サービスづくりの推進

基本方針5

多様な主体による協働・連携体制の構築

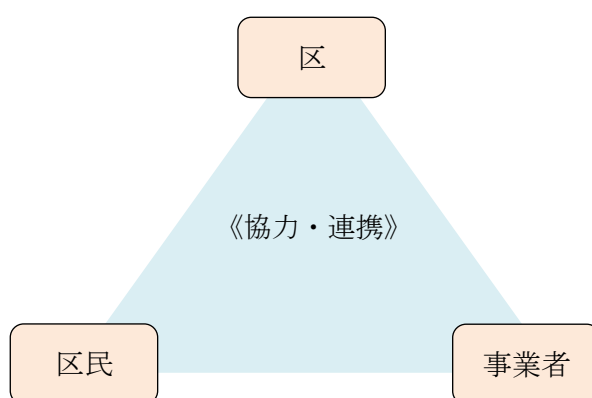
基本方針6

ユニバーサルデザインが段階的に進んでいくための仕組みの構築

4 「各主体の役割」に関する考え方

ユニバーサルデザイン推進を図るためには、区・区民・事業者等のそれぞれの主体が役割を認識し、自立的に取り組む必要があります。各主体が自らの役割を適切に果たすとともに、各主体の強みを活かし連携・協力して、一体となって取組を進めていく観点が重要であると考えます。

本審議会では、取組推進の中心となる3つの主体について、以下のとおり、役割を整理しました。



《区の役割》

- 社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザインを推進していくためのビジョンを示す。
- 区民、事業者等と協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。
- 様々な人の社会参加が促進されるインフラ等の社会基盤の整備を進める。
- 他主体に率先して、サービス提供等の向上を図る。
- 地域におけるコーディネイト役として、行政、区民、事業者を結びつける。
- ユニバーサルデザインに対する理解を深める。

《区民の役割》

- 区、事業者等と協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努める。
- 地域のネットワークを活かし、地域での支えあい活動、各機関への情報提供を行う。
- ユニバーサルデザインに対する理解を深める。

《事業者の役割》

- 区、区民等と協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努める。
- サービス提供主体として、新たなサービス創出・提供等の自らの事業を通じた取組を実施する。
- ユニバーサルデザインに対する理解を深める。

5 「将来像実現のための方策」に関する考え方

本審議会では、ユニバーサルデザイン推進を図るため、基本方針に基づき取り組み方策について、以下のとおり、整理しました。

なお、方策の分類について、他自治体の事例を参考に、ハート（理解促進）面に関する取組、ハード（インフラ整備）面に関する取組、ソフト（サービス提供）面に関する取組、さらに、それを推進するための体制の4種類に区分しました。

（1）ハート（理解促進）面に関する取組

- 学校教育において、ユニバーサルデザインの考え方を学習することが必要であると考えます。特に、当事者との触れあい等の「体験すること」やアイデアコンテスト・学習発表会等の「自ら考えること」を取り入れて行うことが効果的であると考えます。
- ユニバーサルデザインの考え方を整理したリーフレット・教材等を作成し、これによる普及啓発を行うことが必要であると考えます。また、こうしたリーフレット・教材等については、様々な方を集めたワークショップ等を実施し作成することにより、コミュニケーションや推進体制の構築に繋がるため、効果的であると考えます。
- 学校教育のみでなく、社会教育において、各年代を通じた講習型の啓蒙活動事業やシンポジウム等を行うことが必要であると考えます。
- サービス提供主体である事業者への教育・理解促進を行うことが必要であると考えます。特に、事業者にとって、チャリティではなく、「事業」として取組を進めていくことが重要であるため、こうした観点から事業の創出に繋がるような普及啓発等の取組を行う必要があると考えます。
- 支える側・支えられる側という区別なく、当事者も含め、多様な人が支えあうまちを実現していくためには、当事者向けの意識変革を促していく講習会等の取組について、実施する必要があると考えます。

(2) ハード（インフラ整備）面に関する取組

- まちづくりの進展にあわせてユニバーサルデザインのインフラ等を整備していくことが必要であると考えます。特に、今後予定されている、中野駅周辺等の新たなまちづくりの中に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れていくことが有効であると考えます。
- 不特定多数の人が訪れる、公共施設や民間の施設等について、ユニバーサルデザインに配慮した施設を整備していくことが必要であると考えます。特に、行政の施設については、より広く多くの人が使ええる施設として整備することが重要であると考えます。
- 建物については、整備後にユニバーサルデザインに対応しようとする多額の経費がかかることから、公共施設の整備にあたっては、建築前の段階において、ユニバーサルデザインへの配慮に関する審査体制等の仕組みが必要であると考えます。
- 多機能トイレの整備等の区民にとって分かりやすい、見えやすい取組を行うことが必要であると考えます。こうした取組を通じて、区民等の理解促進が一層図られるものと考えます。
- 障害を持つ人や外国人等、誰もが見やすく、分かりやすいサイン・ピクトグラムの整備が必要であると考えます。今後、グローバル化の進展が見込まれることから、まちの多言語化について、進めていく必要があると考えます。

(3) ソフト（サービス提供）面に関する取組

- 誰もが、「住み続けたい、住みたいと思えるまち」を実現するためには、娯楽や「楽しむ」という視点が重要であると考えます。こうしたことから、多様な人が状態に関わらず、娯楽や楽しむための手段を拡充していくことが必要であると考えます。
- 分かりやすい言葉を使う、漢字にルビをふる等、誰もが分かりやすく、理解しやすい書類・資料の作成が必要であると考えます。今後、外国籍の区民が増加していくことを踏まえると、書類、資料等の多言語化についても拡充していくことが必要になると考えます。
- 様々な方が安全・安心にすごせるまちを実現するためには、当事者の方が不自由に思っていること等を相談できる窓口の整備等の相談体制の拡充が必要であると考えます。
- 「支えあうまち」を実現するためには、多様な人の交流・促進をすることが重要であると考えます。このため、多様な世代・立場の人がコミュニケーションを取れるサロン等の場・機会の創出が必要であると考えます。

(4) 取組の推進体制

- ユニバーサルデザインの実施は、段階的・継続的に発展・向上を図っていくことが重要であるため、継続的に見直し・改善を進めていくためのスパイラルアップの仕組み・体制整備が必要であると考えます。

- 様々な当事者の意見を拾い上げ、実施の見直し・改善につなげていくことが重要であるため、当事者の方が不自由に思っていること等を相談できる窓口の整備等の相談体制の拡充が必要であると考えます。